

平成 2 9 年 度

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

小田原市監査委員

監査第28号

平成30年9月3日

小田原市長 加藤 憲一様

小田原市監査委員 岡本 重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永 四郎

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき審査を実施した。

第2 審査の期間

平成30年7月17日から同年8月27日まで

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。各比率及び審査の意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.51%	20%
連結実質赤字比率	—	16.51%	30%
実質公債費比率	4.4%	25%	35%
将来負担比率	—	350%	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は生じていないことから「—」で表示

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は3,848,495千円の黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質収支は 11,445,346 千円の黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率（3 か年平均）は 4.4%であり、早期健全化基準の 25%を下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担額は 87,836,864 千円あるものの、充当可能財源等は 88,294,908 千円であり、将来負担額を上回っていることから、将来負担比率は生じていない。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移は次の表のとおりである。

実質公債費比率及び将来負担比率の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実質公債費比率	8.0%	6.9%	6.2%	5.4%	4.4%
将来負担比率	25.9%	21.4%	11.5%	5.9%	—

(注) 平成 29 年度の将来負担比率は生じていないことから「—」で表示

2 資金不足比率

会 計 名	平成 29 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
小田原城天守閣事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	

(注) 資金不足比率は生じていないことから「—」で表示

(1) 水道事業会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により算定した資金の剰余額（以下「資金剰余額」という。）は2,457,924千円であり、資金不足比率は生じていない。

(2) 病院事業会計

資金剰余額は2,659,088千円であり、資金不足比率は生じていない。

(3) 下水道事業会計

資金剰余額は1,317,440千円であり、資金不足比率は生じていない。

(4) 小田原城天守閣事業特別会計

資金剰余額は74,106千円であり、資金不足比率は生じていない。

(5) 公設地方卸売市場事業特別会計

資金剰余額は13,080千円であり、資金不足比率は生じていない。

3 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率は、地方自治体の財政状況を客観的に現し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとされている。

当年度、本市では、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は生じていない。実質公債費比率は4.4%となり、前年度と比べ1.0ポイント低下している。また、各公営企業会計については、資金不足比率は生じていない。

これらの比率が生じていないこと、又は、前年度と比べ減少していることは、本市の財政が一定の健全性を示していることの現れと考えるものの、引き続き健全な財政運営に努められることを望むものである。